

# 農業次世代人材投資事業交付要綱

平成24年8月21日 担い手第691号制定

(趣旨)

第1条 知事は、農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年8月21日付け担い手第691号。以下「実施要領」という。）に基づき、本事業を行う市町村及び就農に向けて、県が認めた研修機関等において研修を受ける者に対し、予算の範囲内において、千葉県補助金等交付規則(昭和32年9月20日規則第53号。以下「規則」という。)及びこの要綱に基づき資金として交付金を交付する。

(経費及び交付率)

第2条 事業の区分、経費及び交付率は別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、交付を受けようとする者が次の各号に該当する者は交付の対象とならない。

- 一 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
- 二 次のいずれかに該当する行為（ロ又はハに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）
  - イ 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為
  - ロ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為
  - ハ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為
- 三 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(申請)

第3条 規則第3条の規定により資金交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに交付申請書（別記様式第1号）を知事に提出しなければならない。ただし、別表の準備型にあつては、実施要領第6の1の（3）の規定に基づく交付申請書（実施要領別紙様式第3号-1）を、就職氷河期世代の新規就農促進事業（以下、「新規就農促進事業」という。）にあつては、実施要領第6の1の（3）の規定に基づく交付申請書（実施要領別紙様式第3号-2）を知事に提出するものとする。

(交付の条件)

第4条 規則第5条に規定する条件は、次のとおりとする。

- 一 事業内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（別表の重要な変更の欄に

掲げる変更に限る。) をする場合には、知事の承認を受けること。

二 事業を中止又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。

三 事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、その理由及び進捗状況を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

#### (変更の承認申請)

第5条 市町村長は、前条の規定により知事の承認を受けようとするときには、変更承認申請書(別記様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 別表の準備型の交付を受けた者(以下「準備型交付対象者」という。)が交付の中止又は休止をしようとする場合は、実施要領第6の1の(5)の規定に基づく中止届(実施要領別紙様式第6号-1)又は実施要領第6の1の(6)のアの規定に基づく休止届(実施要領別紙様式第7号-1)を知事に提出しなければならない。

また、休止届を提出した準備型交付対象者が研修を再開する場合は、実施要領第6の1の(6)のイの規定に基づく研修再開届(実施要領別紙様式第8号-1)を知事に提出しなければならない。

3 別表の新規就農促進事業の交付を受けた者(以下「新規就農促進事業交付対象者」という。)が交付の中止又は休止をしようとする場合は、実施要領第6の1の(5)の規定に基づく中止届(実施要領別紙様式第6号-2)又は実施要領第6の1の(6)のアの規定に基づく休止届(実施要領別紙様式第7号-2)を知事に提出しなければならない。

また、休止届を提出した新規就農促進事業交付対象者が研修を再開する場合は、実施要領第6の1の(6)のイの規定に基づく研修再開届(実施要領別紙様式第8号-2)を知事に提出しなければならない。

#### (状況報告)

第6条 市町村長は、資金の交付の決定があった年度の各四半期(第4四半期を除く。)の末日現在において、当該資金の交付決定に係る実施状況を遂行状況報告書(別記様式第3号)により知事に翌月末までに提出しなければならない。

#### (実績報告)

第7条 規則第12条の規定により実績報告をしようとするときには、事業完了の日から起算して1ヶ月を経過した日又は資金の交付決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い期日までに実績報告書(別記様式第4号)を知事に提出しなければならない。ただし、準備型交付対象者又は新規就農促進事業交付対象者にあつては、第3条に規定する資金の交付の申請をもってこれに替えるものとする。

#### (額の確定)

第8条 知事は、実績報告の提出があつたときは、交付決定の内容及び附した条件に適合するものであるかを確認し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、事業を実施した市町村長、準備型交付対象者又は新規就農促進事業交付対象者に通知

するものとする。

(交付の請求)

第9条 規則第15条の規定により資金の交付の請求をしようとするときは、交付請求書(別記様式第5号)を知事に提出しなければならない。ただし、準備型交付対象者又は新規就農促進事業交付対象者にあつては、第3条に規定する資金の交付申請をもってこれに替えるものとする。

(概算払の請求)

第10条 市町村長は、規則第16条の規定により資金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書(別記様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第11条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、第2条2項第2号又は第3号に該当する者とする。

(書類の経由)

第12条 この要綱に基づく書類の提出は、次によるものとする。

- 一 別表の準備型又は新規就農促進事業の交付対象者(千葉県立農業大学校(以下「農業大学校」という。)で研修を受ける者を除く。)にあつては、研修地を管轄する県農業事務所を提出の窓口とするものとする。
- 二 別表の準備型又は新規就農促進事業のうち農業大学校で研修を受ける者にあつては、農業大学校を提出の窓口とする。
- 三 別表の経営開始型、推進事業又は経営発展支援金事業を実施する市町村にあつては、所轄の県農業事務所を提出の窓口とする。

なお、市町村が県に提出する書類は、正副2部を提出するものとする。

附 則

この要綱は平成24年8月21日から施行し、平成24年度予算に係る給付金から適用する。

附 則

この要綱は平成25年3月29日から施行し、平成25年度予算に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は平成25年6月27日から施行し、平成25年度予算に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は平成26年5月20日から施行し、平成26年度予算に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は平成27年3月30日から施行し、平成26年度予算に係る事業から適用する。

附 則

この要綱は平成29年5月1日から施行し、平成29年度予算に係る資金から適用する。

附 則

この要綱は令和元年7月3日から施行し、令和元年度予算に係る資金から適用する。

附 則

この要綱は令和2年7月3日から施行し、令和2年度予算に係る資金から適用する。

別表（第2条、第4条）

事業名	区分	経費	交付率	重要な変更
農業次世代人材投資事業	1 準備型	就農に向けて、知事が認めた研修機関等において研修を受ける者に交付する資金	定額 (ただし、交付期間1年につき1人当たり150万円以内)	経営開始型、推進事業及び経営発展支援金事業の間での資金の流用
	2 経営開始型	市町村が経営開始直後の新規就農者に対して資金を交付する事業に要する経費	経営開始初年度は、交付期間1年につき1人あたり150万円を交付し、経営開始2年目以降は、交付期間1年につき1人あたり350万円から前年の総所得(農業経営開始後の所得に限り、資金を除く。)を減じた額に3/5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。ただし、前年の総所得が100万円未満の場合は150万円を交付する。なお、実施要領第5の2の(2)のイの要件を満たす場合は、交付期間1年につき夫婦合わせて、(2)のアに1.5を乗じて得た額(1円未満は切捨て)を交付する。	

3 推進事業	市町村が資金の交付等に係る推進事務を行うのに要する経費	定額
4 経営発展支援金事業	市町村が新規就農者の経営発展に向けた取組を支援する事業に要する経費	実施要領第10の2の(2)で承認された取組の実現に必要な額のうち他の助成措置等による助成額を除いた額とし、交付対象者が交付3年目に経営開始型の資金の交付を受けた場合の交付額の2倍又は150万円のいずれか低い額以内の額とする。
5 就職氷河期世代の新規就農促進事業	就農に向けて、知事が認めた研修機関等において研修を受ける就職氷河期世代等に交付する資金	定額 (ただし、交付期間1年につき1人当たり150万円以内。)